

II 条例素案の構成

1 基本となることを定める部分

「幸福実感のふるさとづくり」を進める際の基本的な考え方や役割などを明示することで、同じ考え方の下、越前市全体で取組みを進めていきます。

1-① 条例の目的

全ての越前市民が幸福を実感できる越前市を目指すために、市が行う政策や取組みについての基本的な考え方と方向性を定める。

- ➔ 条例で定めることを通じて、越前市の魅力を高め、越前市民の幸福実感を高めていく。

1-② 用語の解説

この条例のキーワードや独特の意味を持つ用語についての解説を設ける。

1-③ 基本的な考え方

幸福実感のふるさとづくりは、次の基本的な考え方に沿って行うことを明示

- ・越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、幸福をより実感できる越前市を目指して行う
- ・年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰一人取り残されない越前市を目指して行う
- ・越前市民の幸福を追求する権利を守り、尊重しながら進める
- ・地域の特性に配慮、地域の特色を生かしながら進める

その他の基本となる事項

その他、越前市全体で幸福実感のふるさとづくりを進めていくに当たって基本となる事項を明示

- 1-④ 市民の権利
- 1-⑤ 市の役割
- 1-⑥ 市民や市内団体との協働

2 取組みの方向性について定める部分

「幸福実感のふるさとづくり」を進める際の市の取組みの方向性を明示することで、必要な事柄に取組みを集中し、効果的に取組みを進めていきます。

2-①

安全で安心して住み続けられる地域づくり

2-②

健やかなくらしづくり

2-③

魅力的で活力のある地域づくり

2-④

充実した子育て・教育環境づくり

2-⑤

支え合い、助け合える地域づくり

2-⑥

居場所づくりと舞台の提供

3 取組みの進め方について定める部分

「幸福実感のふるさとづくり」を進める際の市の取組みの進め方を明示することで、実効性の向上と適切な推進を図っていきます。

3-①

対話の尊重

3-②

具体的な取組みへの反映

3-③

未来につながる市政運営